

第 3 回議会改革特別委員会運営協議会（H29.9.20）協議結果【概要】

以下の 1 及び 3 については、今回の運営協議会の協議結果に基づき、次回の特別委員会（10月16日開会）で改めて協議する。

1 議会基本条例「総則」について

(1) 検討項目整理表に沿って、各会派における検討結果について発言願ひ、協議した結果、運営協議会として次のとおり合意し、改めて特別委員会で協議することとした。

ア 「目的」は、採用する。条文案については、「議会」を主体とする、福祉の「増進」とする、「合議制の議事機関としての議会」という表現を加える、「二元代表制」は別途検討することとする。

イ 「定義」は、採用する。補助機関などの定義は、逐条解説で説明する。

ウ 「基本理念」及び「基本方針」は保留とするが、今後の協議に当たっては「開かれた議会」「議会活動の活性化」「その他」の 3 点を柱とする。

(2) 特別委員会には、運営協議会で使用した「検討用資料」及び「検討項目整理表」を委員会資料とすることとし、今後協議する条文についても、特別委員会の資料は同様の取扱いとすることが決定した。

2 議会基本条例「議会と議員の活動原則」及び「災害対応」について

当該部分の条文案の作成を担当する公明党の加納委員から説明を聴取し、論点を整理するという視点で協議した結果、次回の運営協議会で改めて協議することとし、樋口委員長から次回までに各会派で十分検討するよう願った。

3 「政務活動費横領事件に関する調査特別委員会調査報告書」における本特別委員会への申し送り事項について

手元に配布した資料に基づき、事務局長から説明し、協議した結果、次のとおり決定した。

(1) 申し送り事項に関する条文は、本特別委員会で協議する。その方策については、本特別委員会でできる限り協議し、状況に応じて経理責任者会議や各派交渉会で協議する。

(2) 7 区分目に協議予定の「議員の政治倫理」に関する条文は、4 区分目に協議予定の「区民と議会の関係」と併せて協議する。

(3) 再発防止策等に関する区民への説明は、来年 2 月と 4 月に地域プラザで開会予定の本特別委員会では行わずに別途設定する。

4 「第 18 期議会改革検討委員会報告書」における検討課題について

手元に配布した資料に基づき、事務局長から説明し、協議した結果、次のとおり決定した。

(1) 区分ごとに割り当てられている会派が、検討委員会報告書の検討課題を踏まえて条文案を検討する。

(2) 具体的な制度設計については、合意された条文に基づき、本特別委員会でできる限り議論し、状況に応じて各派交渉会等で協議する。

5 次回の協議事項について

(1) 特別委員会

樋口委員長が会議に諮り、10月16日午前10時開会予定の本特別委員会では、議会基本条例の「総則」と、「政務活動費横領事件に関する調査特別委員会調査報告書」における本特別委員会への申し送り事項について協議することが決定した。

なお、樋口委員長から、「総則」に関する「検討用資料」又は「検討項目整理表」に修正がある場合は、10月5日までに加藤副委員長へ申し出るよう願った。

(2) 運営協議会

樋口委員長が会議に諮り次のとおり決定した。

ア 議会基本条例「議会と議員の活動原則」及び「災害対応」について、各会派の検討結果を踏まえて意見開陳するなど、改めて協議する。

なお、樋口委員長から、「議会と議員の活動原則」及び「災害対応」に関する各会派の検討結果については「検討項目整理表」に記入の上、10月27日までに加藤副委員長へ提出するよう願った。

イ 議会基本条例「議会運営」について、条文案を提示し論点整理を行う。

なお、樋口委員長から、「議会運営」の条文案の作成を担当する自民党に、「検討用資料」に記入の上、10月27日までに加藤副委員長へ提出するよう願った。

第4回議会改革特別委員会運営協議会（H29.11.8）協議結果【概要】

1 議会基本条例の「議会と議員の活動原則」(2区分目)について

検討項目整理表に沿って、各会派における検討結果について発言願ひ、協議した結果、運営協議会として次のとおり合意し、改めて特別委員会で協議することとした。

(1)「議会の活動原則」は、採用する。条文案については、次のとおりとする。

(議会の活動原則)

議会は、**区民を代表する区政における二元代表制の一翼を担う合議制**の議事機関として、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) **公平性、公正性及び透明性を確保し、区民に開かれた議会とすること。**
- (2) 区長その他の執行機関の事務の執行について、監視及び評価を行うこと。
- (3) **議決に対する責任を深く認識し、区民に対し情報提供及び情報公開を積極的に進めるとともに、説明責任を果たすこと。**
- (4) 区民の多様な意見を把握し、政策立案及び政策提案の**強化に努めを行い、合意形成を目指して、議論を尽くすよう努めること。**
- (5) 活発な議会活動を通じ、議会のあり方を不断に追求するとともに議会の改革に継続的に取り組むこと。

(2)「議員の活動原則」は、採用する。条文案については、次のとおりとする。

(議員の活動原則)

議員は、区民の**選挙により選ばれた負託を受けた公職にある者**として、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 区の政策形成に必要な調査研究を行うとともに、政策立案及び政策提言に**努めるを行うこと。**
- (2) 区政の課題全般について区民の意思を的確に把握するとともに自らの資質向上のため、**不断の研さんに努めるを行うこと。**
- (3) 誠実かつ公正な職務の**遂行に努めし、**自らの議会活動について区民への説明責任を果たすこと。
- (4) 言論の府及び合議制の議会を構成する一員として、**議員間の自由な活発な討議を尊重する行うこと。**

2 議会基本条例の「災害対応」(2区分目)について

検討項目整理表に沿って、各会派における検討結果について発言願ひ、協議した結果、運営協議会として次のとおり合意し、改めて特別委員会で協議することとした。

(1)「災害対応」は、採用する。条文案については、次のとおりとする。

(災害時の対応)

議会は、大規模災害等が発生したときは、区民の生命、身体及び財産を保護し、区民の安全を確保するために区長等と連携するものとする。

- 2 前項に**規定する大規模災害時基づくの**議会の**具体的な対応**については、別に**議長が定める。**

3 議会基本条例の「議会運営」(3区分目)について

当該部分の条文案の作成を担当する自民党の佐藤委員から説明を聴取し、論点を整理するという視点で協議した結果、次回の運営協議会で改めて協議することとし、次回までに各会派で十分検討するよう願った。

4 次回の協議事項について

(1) 樋口委員長が会議に諮り、次のとおり決定した。

ア 3区分目「議会運営」について、各会派の検討結果を踏まえて意見開陳するなど、改めて協議する。

なお、各会派の検討結果については「検討項目整理表」に記入の上、11月10日(金)までに加藤副委員長へ提出するよう願った。

イ 4区分目「区民と議会の関係」及び7区分目「議員の政治倫理・身分・待遇」の中の項目「議員の政治倫理」について、条文案を提示し論点整理を行う。

なお、当該条文案の作成をそれぞれ担当する民進党及び自民党に、「検討用資料」に記入の上、11月10日(金)までに加藤副委員長へ提出するよう願った。

(2) 11月20日(月)午後1時開会予定の運営協議会については、改めて開会通知はしない旨、承知願った。

5 その他

佐藤委員から、検討用資料の項目名「委員長案の条文」を「運営協議会案の条文」に変更することについて提案があり、協議した結果、提案のとおり変更することとした。

第5回議会改革特別委員会運営協議会（H29.11.20）協議結果【概要】

1 議会基本条例の「議会運営」（3区分目）について

検討項目整理表に沿って、各会派における検討結果について発言願ひ、協議した結果、運営協議会として次のとおり合意し、改めて特別委員会で協議することとした。

- (1) 「効率的な議会運営」は、採用する。条文案については、次のとおりとする。ただし、「会議の公開」の第2項及び「傍聴」の条文案は、暫定とする。

（議会運営の原則）

~~第一条 議会は、その活動の公正性及び透明性を確保し、多様な観点からの、区長等の事務の執行に対する監視及び評価並びに政策立案等に係る機能を十分に発揮することができるよう、円滑かつ効果的な運営に努め、合議制の議事機関である議会の役割を果たすものとする。~~

（民主的かつ効率的な議会運営）

議会は、民主的~~な運営を基本とし、~~かつ効率的な運営を行わなければならない。

- 2 議会は、区民に分かりやすい言葉及び表現の方法を用いるよう努めなければならない。

（会議の公開）

~~本会議及び委員会および協議等の場~~は、他の条例又は会議規則に特別の定めがある場合を除くほか、これを公開する。

- 2 議会は、前項の実施に当たっては、議会広報紙又は情報通信技術の発達を踏まえたインターネット等多様な広報手段を活用するものとする。

（傍聴）

議会は、本会議及び委員会を開こうとするときは、区民が傍聴に必要な情報を容易に入手することができるよう、あらかじめ、日程、議題その他の情報をインターネット等情報通信技術の発達を踏まえた多様な広報手段により公表しなければならない。

- 2 議会は、本会議及び委員会を開くに当たっては、傍聴者が調査審議の内容をできる限り容易に理解することができるよう、議案及び会議資料の提供、供覧その他の必要な措置を講じなければならない。

- 3 議会は、高齢者、障害者等が本会議~~及び委員会~~を円滑に傍聴することができるよう、車椅子使用者が円滑に利用することができる傍聴スペースの設置並びに磁気ループ補聴器及び手話通訳士の配置等、その都度必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- (2) 「会議の質問方式」は、採用する。条文案については、次のとおりとする。

（会議の質問方式）

一般質問における区長等への質問及び議員への答弁は、~~その内容を区民にとって理解しやすいものとするため、~~分割方式（一般質問通告書に記載された項目件名を分野ごとに分割し、当該分野ごとに登壇して質問及び答弁を行う方式をいう。）により行うことができる。

- (3) 「議会の会期」は、採用とする。条文案については、暫定的に次のとおりとする。

（会期）

議会は、区政の課題等に的確かつ柔軟に対応し、主導的かつ機能的に活動をすることができるよう、法第102条第2項~~及び第102条の2~~の規定に基づき、定例会の回数を年1回とし、その会期を通年とする。

(4)「議長・副議長」は、採用する。条文案については、次のとおりとする。

(議長の責務及び役割)

議長は、公正かつ公平な職務の遂行を行うとともに、議会の品位を保持し、民主的かつ効率的な議会運営を行わなければならない。

2 議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理し、議会を代表する。

(議長及び副議長の所信表明)

議長及び副議長は、就任に当たり本会議で所信表明を行うことができる。

(5)「委員会」は、採用する。条文案については、次のとおりとする。

なお、公明党から追加提案のあった条文案については、各会派に持ち帰り、改めて特別委員会で協議する。

(委員会の活動)

委員は、議決結果に対する議会としての説明責任を果たすため、委員会における議案等の審査に当たっては、委員相互間の討論を十分に尽くし、及びこれを尊重するよう努めるものとする。

2 委員は、区民に対し、分かりやすい議論を行うよう努めなければならない。

3 委員長は、討議による合意形成を**図るため目指し**、論点及び争点等を明確にして委員会運営を行わなければならない。

4 委員**会長**は、必要があると認めるときは、議事堂以外の場所において委員会を開催することができる。

5 委員会は、所管する行政課題等に対処することを目的に、区民等との意見交換会を開催することができる。

6 委員会は、他の条例又は会議規則に特別の定めがある場合を除くほか、これを公開する。

7 委員会は、審査に関する資料等を積極的に公開し、区民等の知る権利に資する情報提供を行うものとする。

【公明党追加提案】

6 常任委員会の委員長は、本会議において議長の許可を得て所管事務に関する質問をすることができる。

7 常任委員会の改選が行われるときは、所管事務に係る課題の調査研究及び政策提案の内容を取りまとめ、次の常任委員会へ引き継がなければならない。

(政策立案及び政策提言)

委員は、委員相互間の討議を通じて合意形成を**図り目指し**、政策立案、政策提言等を積極的に行うものとする。

2 委員会は、条例案(区長が提出した条例案に対する修正案を含む。)の提出その他の議会による政策立案及び政策提言を積極的に行うことにより、区の政策水準の向上を図るものとする。

3 委員会は、予算を伴う条例案(区長が提出した条例案に対する修正案を含む。)を提出するに当たっては、必要に応じてあらかじめ区長等と協議することができる。

(委員会の設置)

議会は、毎年度、**常任委員会及び特別委員会**の設置について、行政監視、政策形成その他の議会が果たすべき機能を十全に発揮し、区政の課題の変化及び社会経済情勢の変化に的確に対応し得るものとなるよう、必要な見直しを行わなければならない。

(委員会の運営方針)

常任委員会及び特別委員会は、毎年度、行政監視及び政策形成に係る活動を計画的かつ重点的に推進するための運営に関する方針を定め、これを公表しなければならない。

(6)「会派」は、採用する。条文案については、次のとおりとする。

(会派)

議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

2 会派は、基本的政策を共有し、かつ議会における活動を共にしようとする2人以上の議員をもって構成するものとする。

3 会派は、**幹事長及び経理責任者代表者**を選任することとする。

4 **幹事長代表者**は、**会派の運営に関して**、会派に所属する議員の管理及び監督の責務を負うこととする。

5 会派**及び議員**は、政策立案及び政策提言を行うに当たっては、会派**及び議員**相互間の合意形成に努めるものとする。

(7)「全員協議会等」は、不採用とする。

(8)「政務活動費」は、採用する。条文案及び「政務活動費横領事件に関する調査特別委員会調査報告書」における本特別委員会への申し送り事項の対応については、次のとおりとする。

ア 条文案

政務活動費は、墨田区議会政務活動費の交付に関する条例(平成13年墨田区条例第52号)の規定により、本区の課題把握、政策立案及び区民福祉の増進に資するため、調査研究その他の活動に有効に活用しなければならない。

2 政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、その適正な執行について、**透明性を確保し、区民に説明責任を果たすため、領収書その他の証拠書類の写しを添えた収支報告書を公表するものとする**さなければならない。

~~3 政務活動費の管理及び支出に対しては、区民に対する十分な説明責任を果たすことができるよう、墨田区議会政務活動費の交付に関する条例で定めるものとする。~~

イ 「政務活動費横領事件に関する調査特別委員会調査報告書」における本特別委員会への申し送り事項の対応

「政務活動費横領事件に関する調査特別委員会調査報告書」の再発防止策に関する本特別委員会への申し送り事項の対応については、次のとおりとする。

(ア) 本区議会における不祥事発生時の情報共有などのルール作り

議会基本条例の「議員の政治倫理」(7区分目)と併せて検討する。

(イ) 後払い方式の検討

(ウ) 第三者機関の設置及びチェック

(エ) 交付額の減額

(オ) 交付時期及び回数の見直し

いずれも、議会基本条例を制定した後、引き続き、本特別委員会で検討する。

(カ) 再発防止策等に関する区民への説明機会の確保

現在、経理責任者会議において、具体的な再発防止策を取りまとめており、各派交渉会に報告されることとなっている。したがって、区民への説明機会の確保については、各派交渉会において、当該再発防止策と一体的に検討する。

2 議会基本条例の「区民と議会の関係」(4区分目)について

当該部分の条文案の作成を担当する民進党の堀委員から説明を聴取し、論点を整理するという視点で協議した結果、次回の運営協議会で改めて協議することとし、次回までに各会派で十分検討するよう願った。

3 議会基本条例の「議員の政治倫理・身分・待遇」(7区分目)の項目「議員の政治倫理」について

当該部分の条文案の作成を担当する自民党の佐藤委員から説明を聴取し、論点を整理するという視点で協議した結果、次回の運営協議会で改めて協議することとし、次回までに各会派で十分検討するよう願った。

4 管外行政調査について

当日の議会運営委員会の閉会后、同委員会が、大津市議会及びその他の議会の議会運営を調査するため、来年2月1日から1泊2日で管外行政調査を行うことが協議された。その中で、調査事項が議会基本条例にも関連することから、本特別委員会との合同実施について、田中邦友・議会運営委員長より提案があったため、協議した結果、議会運営委員会と合同で管外行政調査を実施することとした。

なお、具体的な調査内容等については、樋口委員長に一任することとした。

また、管外行政調査の実施については、特別委員会で改めて協議し、正式に決定することについて承知願うとともに、各会派内で周知願った。

5 今後のスケジュールについて

(1) 12月15日(金曜日)午前10時から特別委員会を開会することに決定した。

(2) 手元に配布した資料に基づき、事務局長から説明し協議した結果、今年度内の運営協議会については次のとおり開会することとし、各回の協議事項は案のとおりとすることに決定した。

ア 平成29年12月27日(水曜日)午前10時

イ 平成30年1月23日(火曜日)午後4時

ウ 平成30年2月23日(金曜日)午後1時

エ 平成30年3月13日(火曜日)予算特別委員会終了後

6 次回の協議事項について

(1) 特別委員会

12月15日午前10時開会予定の本特別委員会では、第1点目として議会基本条例の2区分目「議会と議員の活動原則」について、第2点目として2区分目「災害対応」について、第3点目として3区分目「議会運営」について、第4点目として管外行政調査について、第5点目として今後のスケジュールについてについて協議することが決定した。

なお、当日は、理事者との関係もあるため、高野副区長、関口企画経営室長、小暮総務部長、岩佐総務部参事に出席を要請することについて、承知願った。

また、当該協議事項の検討用資料又は検討項目整理表に修正等がある場合は、12月5日までに加藤副委員長へ申し出るようお願い、委員会資料は12月8日に配布することを周知した。

(2) 運営協議会

12月27日午前10時開会予定の運営協議会では、次のとおり協議することが決定した。

ア 議会基本条例の4区分目「区民と議会の関係」及び7区分目「議員の政治倫理・身分・待遇」の中の項目「議員の政治倫理」について、各会派の検討結果を踏まえて意見開陳するなど、改めて協議する。

なお、これらに関する各会派の検討結果については、「検討項目整理表」に記入の上、12月15日までに加藤副委員長へ提出するよう願った。

イ 議会基本条例の5区分目「議会と行政の関係」について、条文案を提示し論点整理を行う。

なお、当該条文案を作成する、すみだの絆に、「検討用資料」に記入の上、12月15日までに加藤副委員長へ提出するよう願った。

ウ 次回の運営協議会については、改めて開会通知はしない旨、承知願った。

第6回議会改革特別委員会運営協議会（H29.12.27）協議結果【概要】

1 検討用資料の取扱いについて

各会派で作成した条文案の項目名を「運営協議会案の条文」から「条文案」に変更すること及び本資料の特別委員会における説明者を副委員長から担当会派に変更することについて、協議した結果、そのように決定した。

2 議会基本条例の「区民と議会の関係」（4区分目）について

検討項目整理表に沿って、各会派における検討結果について発言願ひ、協議した結果、運営協議会として次のとおり合意し、改めて特別委員会で協議することとした。

（1）「情報の共有・公開・説明責任」は、採用する。条文案については、次のとおりとする。

（情報の共有・公開・説明責任）

第 条 議会は、開かれた議会を目指すため、積極的な情報公開及び情報共有提供を推進し、区民に対する説明責任を十分に果たすものとするし、区民との情報共有を行わなければならない。

2 議会は、議会広報紙又はインターネット等の情報通信技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用し、多くの区民が議会及び区政に対して関心を持つような広報活動に努めなければならない。

3 議会は、~~議案、委員会の審査等に関する資料を公開し、また議決に対する説明責任を果たすうえで、会派等における第1項の目的を達成するため、議案等に対する議員の賛否状況を公開する。~~

（2）「区民参加の推進」は、採用する。条文案については、次のとおりとする。

なお、パブリックコメントの実施基準については、議会基本条例制定後に検討することとした。

（区民参加の推進）

第 条 ~~議会は、区民等との意見交換及び意見聴取の場を多様に設け、議員の政策立案能力を強化するとともに、政策提案の拡大を図るものとする。~~

~~2~~ 議会は、本会議及び委員会の運営に当たり、必要に応じて、法第115条の2第1項に定める参考人制度や公聴会制度を十分に活用し及び同条第2項に定める参考人制度その他多様な意見聴取の方法を用いて、区民及び等、利害関係を有する者又は学識経験者等の専門的または政策的識見等を議会の討議に有する者の意見を議論に反映させるものとする。

~~3~~ 2 議会は、請願及び陳情の審査に当たっては、その趣旨を十分に理解するために、請願及び陳情提出者の意見を聴取する~~る~~機会場を確保~~す~~設ける。

3 議会基本条例の「議員の政治倫理・身分・待遇」（7区分目）の項目「議員の政治倫理」について

検討項目整理表に沿って、各会派における検討結果について発言願ひ、協議した結果、運営協議会として次のとおり合意し、改めて特別委員会で協議することとした。

（1）「議員の政治倫理」は、採用する。条文案及び「政務活動費横領事件に関する調査特別委員会調査報告書」における本特別委員会への申し送り事項のうち「本区議会における不祥事発生時の情報共有などのルール作り」については、次のとおりとする。

ア 条文案

(政治倫理)

第 条 議員は、区民の負託にこたえるため、高い倫理観が課せ求められていることを深く認識し、区民の代表としての良心と責任感を持って、議員の品位を保持し、見識を養うよう努めなければならない。

2 議員の政治倫理に関し必要な事項は、別に定める。

イ 本区議会における不祥事発生時の情報共有などのルール作り

総体的な事項については、政治倫理に関する規定と併せて検討することとし、早急に対応すべき事項については、各派交渉会で検討する。

4 議会基本条例の「議会と行政の関係」(5区分目)について

当該部分の条文案の作成を担当する、すみだの絆の西村委員から説明を聴取し、論点を整理するという視点で協議した結果、次回の運営協議会で改めて協議することとし、次回までに各会派で十分検討するよう願った。

5 八広地域プラザにおける委員会の実施方法(案)について

手元に配布した資料に基づき、事務局長から説明し協議した結果、案のとおり決定した。

6 次回の協議事項について

来年1月23日(火曜日)午後4時開会予定の運営協議会では、次のとおり協議することが決定した。

(1) 議会基本条例の5区分目「議会と行政の関係」について、各会派の検討結果を踏まえて意見開陳するなど、改めて協議する。

なお、各会派の検討結果については、「検討項目整理表」に記入の上、来年1月11日までに加藤副委員長へ提出するよう願った。

(2) 議会基本条例の6区分目「議員間の自由討議・政策立案と政策提言」について、条文案を提示し論点整理を行う。

なお、当該条文案を作成する、共産党に、「検討用資料」に記入の上、来年1月11日までに加藤副委員長へ提出するよう願った。

(3) 八広地域プラザにおける委員会の実施方法について、協議する。

(4) 次回の運営協議会については、改めて開会通知はしない旨、承知願った。

第7回議会改革特別委員会運営協議会（H30.1.23）協議結果【概要】

1 運営協議会の傍聴について

本特別委員会委員を対象として、今後の運営協議会の傍聴を許可することと、異議なく決定した。

なお、本件の決定に伴い、運営協議会の配布資料については、本特別委員会委員全員に配布することについて、了承願った。

2 議会基本条例の「議会と行政の関係」（5区分目）について

検討項目整理表に沿って、各会派における検討結果について発言願ひ、協議した結果、運営協議会として次のとおり合意し、改めて特別委員会で協議することとした。

（1）「区長等との関係」は、採用する。条文案については、次のとおりとする。

なお、「事務」及び「監視」の文言については、他の本区条例との整合を調整する必要があること等から、暫定とする。

また、「審議会委員等への就任辞退」の条文案については、今後の検討課題とする。

（区長等との関係）

~~（緊張ある関係・監視・評価）~~

第 条 議会は、二元代表制のもと、区長等と独立かつ対等で緊張のある関係を保持し、区長等の政策の決定及び事務の執行に対する監視及び評価、更には政策の立案及び提言を行うことにより、区民福祉の~~向上増進~~及び区政の発展に取り組まなければならない。

~~（審議会委員等への就任辞退）~~

~~2 議会は、二元代表制のもと、区長等に対し、緊張関係を保持する必要があることから、法律により参画が求められているものを除き、議員が区長の設置する附属機関の委員に就任することを辞退することとする。~~

~~（区長等への反問権の付与）~~

~~3 2 議会における審議をより充実させるため、本会議及び委員会その他の議会における全ての会議において、区長等は、議長及び委員長その他の当該会議の議事を進行する者の許可を得て、議員の質疑又は質問に対して、答弁に必要な範囲内で、その趣旨又は内容を確認するための反問又は反論をすることができる。~~

~~（文書による質問）~~

~~4 議会は、区長等に対し、文書により質問を行い、文書による回答を求めることができる。尚、文書による質問の手續に関し必要な事項は、別に定める。~~

~~（採択された請願・陳情への対応）~~

~~5 3 区長等議会は、議会が採択した請願及び陳情のうち、議会が区長等において措置することが適当と認めるものについて、その趣旨をの実現するよう努めるを区長等に求めるものとする。また、議会は、これらについて、区長等に対し、処理の経過及び結果について報告を求めることができる。~~

~~（付帯決議への対応）~~

~~6 4 区長等議会は、本会議において可決された付帯決議の趣旨を尊重するとともに、当該付帯決議に関する事後の状況、対応等を遅滞なく議会について、区長等に対し、報告しなければならないを求めるものとする。~~

(2) 「重要政策の説明」は、「議案資料の要求」と統合する。条文案については、次のとおりとする。

(重要政策議会への説明等)

第 条 議会区長等は、重要な政策予算を調製し、又は計画、政策、施策若しくは事業等(以下「政策等」という。)についてを立案し、若しくは変更するときは、議会審議における論点を整理し、その審議を深めるため、区長等に対し、次の各号に掲げる事項のその内容を説明を求めらるるものとする。

(1) 政策等を必要とする背景

(2) 提案に至るまでの経緯

(3) 他の自治体の類似する政策等との比較検討

(4) 区民参加の実施の有無及びその内容

(5) 政策等の実施に係る財源措置及び将来にわたるコスト計算

2 区長等は、議会又は議員から区長等が執行する事務に関する資料の提出又は説明の要求があったときは、適切に対応するものとする。

(3) 「議案資料の要求」は、「重要政策の説明」と統合する。条文案については、上記(2)のとおりとする。

(4) 「決算・予算の連動」は、今後の検討課題とすることから、保留とする。

(5) 「議決事件の拡大」は、今後の検討課題とすることから、保留とする。

3 議会基本条例の「議員間の自由討議・政策立案と政策提言」(6区分目)について

当該部分の条文案の作成を担当する共産党の村本委員から説明を聴取し、論点を整理するという視点で協議した結果、次回の運営協議会で改めて協議することとし、次回までに各党派で十分検討するよう願った。

4 八広地域プラザにおける委員会の実施方法(案)について

手元に配布した資料に基づき、事務局長から説明し協議した結果、次のとおり決定した。

(1) 当日のスケジュールについては、途中配布資料のとおりとした。なお、当初配布資料記載の「議会と行政の関係(5区分目)」の取扱いについては、改めて協議することとした。

なお、加納委員から、傍聴者との質疑応答の時間を確保することについて提案があり、協議した結果、閉会後に傍聴者から感想を聞く時間を設けることについて、議長に申入れ、各派交渉会で検討願うことを、承知おき願った。

(2) アンケート内容については、問1の「その他」を区内と区外に分けることとした。

(3) 委員会中の飲料水及び手話通訳の配置については、資料のとおりとすることとした。

なお、傍聴席における水分補給について、協議した結果、試行的に認めることとし、傍聴者には途中配布資料のとおり周知することとした。

また、本件については、議長に申入れ、各派交渉会で検討願うことを、承知おき願った。

5 次回の協議事項について

(1) 特別委員会

2月12日(月曜日・振替休日)午後7時開会予定の特別委員会では、第1点目として4区分目「区民と議会の関係」について、第2点目として7区分目「議員の政治倫理・身分・待遇」の中の「議員の政治倫理」について、協議することが決定した。

なお、当該協議事項の検討用資料又は検討項目整理表に修正等がある場合は、2月2日までに加藤副委員長へ申し出るよう願った。

(2) 運営協議会

2月23日(金曜日)午後1時開会予定の運営協議会では、次のとおり協議することが決定した。

ア 6区分目「議員間の自由討議・政策立案と政策提言」について、各会派の検討結果を踏まえて意見開陳するなど、改めて協議する。

なお、各会派の検討結果については、「検討項目整理表」に記入の上、2月13日までに加藤副委員長へ提出するよう願った。

イ 7区分目「議会の機能強化」、議員の政治倫理を除く7区分目「議員の政治倫理・身分・待遇」、7区分目「最高規範性・見直し」について、条文案を提示し論点整理を行う。

なお、7区分目「議会の機能強化」の条文案を作成する墨田オンブズマン、議員の政治倫理を除く7区分目「議員の政治倫理・身分・待遇」及び「最高規範性・見直し」の条文案を作成する自民党に、それぞれ「検討用資料」に記入の上、2月13日までに加藤副委員長へ提出するよう願った。

ウ 次回の運営協議会については、改めて開会通知はしない旨、承知願った。

第8回議会改革特別委員会運営協議会（H30.2.23）協議結果【概要】

- 1 議会基本条例の「区民と議会の関係」（4区分目）の項目「区民参加の推進」について
手元に配布した資料に基づき、加納委員から追加提案1及び2の説明を聴取し、協議した結果、運営協議会として次のとおり合意し、改めて特別委員会で協議することとした。

- （1）追加提案1は、採用する。条文案については、次のとおりとする。

なお、本条文案の採用に伴い、既に取りまとめた本項目の条文案の第1項及び第2項については、それぞれ第2項及び第3項とする。

第 条 議会は、区民等との連携を推進し、区政の課題に対処するため、区民等の参加の機会及び区民等の意見を議会活動に反映させる機会を確保する。

- （2）追加提案2は、多様な意見聴取の方法について、条文案と併せて、改めて協議する。

【参考】追加提案2の条文案

議会は、区民等との意見交換及び意見聴取の場を設ける（設け、区民等の意見を議会運営の改善、政策提言等に反映させるものとする）。

- 2 議会基本条例の「議員間の自由討議・政策立案と政策提言」（6区分目）について

検討項目整理表に沿って、各会派における検討結果について発言願ひ、協議した結果、運営協議会として次のとおり合意し、改めて特別委員会で協議することとした。

- （1）「議員間の自由討議」は、採用する。条文案については、次のとおりとする。

（議員間の自由討議）

第 条 議員は、議会の権能を発揮するため、積極的に議員相互間の自由討議を行うもの
とすることができる。

2 前項の方法については、議長が別に定める。

- （2）「政策討論会」は、「政策会議」の条文案に変更することについて、運営協議会で改めて協議する。なお、政策会議の条文案は、次のとおりである。

（政策会議）

第 条 議会は、区政に関する政策の立案及び提言を推進するため、毎年1回以上、会派を代表する委員によって構成する政策会議を開催するものとする。

2 政策会議は、政策の立案及び提言に関する事項を議長に提案することができる。

3 政策会議に関し必要な事項は、議長が別に定める。

- （3）「政策立案・提言の推進」は、不採用とする。

- 3 議会基本条例の「議会の機能強化」（7区分目）について

当該部分の条文案の作成を担当する墨田オンブズマンの大瀬委員から説明を聴取し、論点を整理するという視点で協議した結果、次回の運営協議会で改めて協議することとし、次回までに各会派で十分検討するよう願った。

- 4 議会基本条例の「議員の政治倫理・身分・待遇」（7区分目、項目「議員の政治倫理」を除く）について

当該部分の条文案の作成を担当する自民党の佐藤委員から説明を聴取し、論点を整理するという視点で協議した結果、次回の運営協議会で改めて協議することとし、次回までに各会派で十分検討するよう願った。

5 議会基本条例の「最高規範性・見直し手続き」(7区分目)について

当該部分の条文書の作成を担当する自民党の佐藤委員から説明を聴取し、論点を整理するという視点で協議した結果、次回の運営協議会で改めて協議することとし、次回までに各会派で十分検討するよう願った。

6 八広地域プラザにおける本特別委員会の実施結果について

手元に配布した資料に基づき、事務局長から説明し協議した結果、次のとおり決定した。

(1) アンケート結果については、速やかに区議会ホームページで公開する。

(2) 4月13日(金曜日)に本所地域プラザで開会する特別委員会は、八広地域プラザと同様の実施方法で進めることとする。

7 今後のスケジュールについて

手元に配布した資料に基づき、事務局長から説明し協議した結果、次のとおり決定した。

(1) 4月13日(金曜日)に本所地域プラザで開会する特別委員会では、4区分目「区民と議会の関係」の項目「区民参加の推進」について、7区分目「議員の政治倫理・身分・待遇」の項目「議員の政治倫理」について及び5区分目「議会と行政の関係」について、調査・検討することとする。

(2) 4月6日(金曜日)午後2時から特別委員会を開会し、6区分目「議員間の自由討議・政策立案と政策提言」について、7区分目「議会の機能強化」について、項目「議員の政治倫理」を除く7区分目「議員の政治倫理・身分・待遇」について及び7区分目「最高規範性・見直し手続き」について、調査・検討することとする。

8 次回の協議事項について

3月13日(火曜日)予算特別委員会終了後に開会予定の運営協議会では、次のとおり協議することが決定した。

(1) 6区分目「議員間の自由討議・政策立案と政策提言」の項目「政策会議」について、7区分目「議会の機能強化」について、項目「議員の政治倫理」を除く7区分目「議員の政治倫理・身分・待遇」について及び7区分目「最高規範性・見直し手続き」について、各会派の検討結果を踏まえて意見開陳するなど、改めて協議する。

なお、各会派の検討結果については、「検討項目整理表」に記入の上、3月2日までに加藤副委員長へ提出するよう願った。

(2) 8区分目「前文」について、条文書を提示し論点整理を行う。

なお、8区分目「前文」の条文書は正副委員長が作成する旨、承知願った。

(3) 次回の運営協議会については、改めて開会通知はしない旨、承知願った。

9 その他

運営協議会で協議していない事項を特別委員会で追加提案等を行う場合は、事前に各委員へ周知するなど、特別委員会の円滑な運営について、協力願った。

第9回議会改革特別委員会運営協議会（H30.3.13）協議結果【概要】

- 1 議会基本条例の「議員間の自由討議・政策立案と政策提言」（6区分目）の項目「政策会議」について

手元に配布した資料に基づき、村本委員から説明を聴取し、協議した結果、改めて特別委員会で協議することとし、各会派内での意見の取りまとめを願った。

- 2 議会基本条例の「議会の機能強化」（7区分目）について

検討項目整理表に沿って、各会派における検討結果について発言願ひ、協議した結果、運営協議会として次のとおり合意し、改めて特別委員会で協議することとした。

- (1) 「議会改革の推進」は、不採用とする。
(2) 「附属機関の設置」は、不採用とする。
(3) 「議員研修の充実」は、採用する。条文案については、次のとおりとする。

（議員研修の充実）

第 条 議員は、議員の自らの政策形成及び立案及び提言能力の向上等を図る並びに見識を高めるため、議員研修の充実強化に努めるものとする。不断の研修を行わなければならない。

2 議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家等との議員前項の目的を達成するため、研修会を年1回以上開催するものとする。行わなければならない。

- (4) 「議会事務局」は、採用する。条文案については、次のとおりとする。

なお、第2項については、地方自治法など他の法令との整合を調整する必要があること等から、暫定とする。

（議会事務局）

第 条 議会は、政策立案能力及び政策提言能力を高める円滑かつ効率的な議会運営と議会活動の充実を図るため、議会事務局の機能強化及び十分な組織体制の充実を図る構築を行うものとする。

2 議会事務局の職員は、常に議会の活性化、充実及び発展を心がけ、職務に専念するものとする。円滑かつ効率的な議会運営と議会活動の充実を図るため、議会に対し提案を行うことができる。

- (5) 「議会予算の確保」は、採用する。条文案については、次のとおりとする。

（財政上の措置）

第 条 議会は、この条例の理念を具現化し二元代表制の趣旨を踏まえ、議決事機関としての権機能を確保し、円滑な議会運営及び区民に開かれた議会の実現を図る充実するため、必要な予算の確保財政上の措置についてを区長に求めるものとする。

~~2 議会は、予算を伴う施策提言及び政策立案をしようとするときは、財政上の措置等について、必要に応じ区長等と協議する。~~

- (6) 「調査機関の設置」は、不採用とする。
(7) 「議会アドバイザー」は、不採用とする。
(8) 「議会図書室」は、採用する。条文案については、次のとおりとする。

なお、議会図書室の一般利用及び区立図書館との連携については、今後の検討課題とする。

(議会図書室)

- 第 条 議会は、議会図書室において、法第 100 条第 19 項に定めるもののほか、議員の政策立案及び政策提言に資する資料を保管して置くものとする。
- 2 議会は、~~議員の調査研究に資するために設置する~~議会図書室は、議長が別に定めるところにより、適正に管理し、運営するの充実に努めるものとする。
- ~~2—議会図書室は、議員のみならず、誰もが利用できるものとする。~~

(9) 「ICT の活用」は、不採用とする。

3 議会基本条例の「議員の政治倫理・身分・待遇」(7 区分目、項目「議員の政治倫理」を除く) について

検討項目整理表に沿って、各会派における検討結果について発言願ひ、協議した結果、運営協議会として次のとおり合意し、改めて特別委員会で協議することとした。

(1) 「議員定数」は、不採用とする。

なお、特別委員会の議論を踏まえ、墨田区議会議員定数条例の改正について、別途協議する。

(2) 「議員報酬」は、不採用とする。

なお、特別委員会の議論を踏まえ、墨田区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の改正について、別途協議する。

4 議会基本条例の「最高規範性・見直し手続」(7 区分目) について

検討項目整理表に沿って、各会派における検討結果について発言願ひ、協議した結果、運営協議会として次のとおり合意し、改めて特別委員会で協議することとした。

(1) 「最高規範性」は、採用する。条文案については、次のとおりとする。

なお、会議規則との関係については、別途協議する。

(他の条例等との関係)

- 第 条 この条例は、議会における基本的事項を定める**条例もの**であって、議会は、議会に関係する他の条例若しくは規則等を制定し、又は改廃する場合は、この条例の趣旨を尊重するとともに、この条例に定める事項との整合性の確保を図るものとする。

(2) 「見直し手続」は、採用する。条文案については、次のとおりとする。

(見直し手続)

- 第 条 議会は、この条例の目的の達成状況その他議会活動及び議員活動について、一般選挙を経た議員の任期が開始した後、終了するまでの間において**少なくとも 1 回以上**検証を実施する。

2 議会は、前項の検証の結果、議会に関する条例~~—及び~~規則等の改正が必要と認められる場合は、適切な措置を講ずるものとする。

3 議会は、**第 1 項の検証の結果及び前項の措置を区民に公表するものとする。**

5 議会基本条例の「前文」(8 区分目) について

当該部分の条文案の作成を担当する加藤副委員長から説明を聴取し、論点を整理するという視点で協議した結果、次回の運営協議会で改めて協議することとし、次回までに各会派で十分検討するよう願った。

6 本所地域プラザにおける委員会の実施方法 (案) について

手元に配布した資料に基づき、事務局長から説明し協議した結果、案のとおり決定した。

7 今後のスケジュールについて

手元に配布した資料に基づき、事務局長から説明し協議した結果、特別委員会及び運営協議会を次のとおり開会することとし、各回の協議事項は案のとおりとすることに決定した。

- (1) 4月18日(水曜日)午前10時 運営協議会
- (2) 4月23日(月曜日)午後1時 特別委員会
- (3) 5月9日(水曜日)午前10時 運営協議会
- (4) 5月15日(火曜日)午後1時 特別委員会

8 次回の協議事項について

(1) 特別委員会

4月6日(金曜日)午後2時開会予定の特別委員会では、5区分目「議会と行政の関係」、6区分目「議員間の自由討議・政策立案と政策提言」について協議することが決定した。

なお、当該協議事項の検討用資料又は検討項目整理表に修正等がある場合は、3月27日までに加藤副委員長へ申し出るようお願い、委員会資料は3月30日に配布することを周知した。

(2) 運営協議会

4月18日(水曜日)午前10時開会予定の運営協議会では、次のとおり協議することが決定した。

ア 議会基本条例の8区分目「前文」について、各会派の検討結果を踏まえて意見開陳するなど、改めて協議する。

なお、「前文」に関する各会派の検討結果については、「検討項目整理表」に記入の上、4月6日までに加藤副委員長へ提出するよう願った。

イ これまで保留等とされた条文について、改めて内容を確認し、次々回以降の協議に向けて、論点整理を行う。

ウ 次回の運営協議会については、改めて開会通知はしない旨、承知願った。

第10回議会改革特別委員会運営協議会（H30.4.6）協議結果【概要】

1 議会改革特別委員会運営協議会委員の取扱いについて

手元に配布した資料に基づき、事務局長から説明し協議した結果、次のとおり取り扱うこととした。

- (1) 西村委員には、引き続き、運営協議会委員をお願いする。
- (2) すみだの絆、田中哲議員の意見については、無所属の会すみだ、西村委員が集約する。
- (3) 検討項目整理表における無所属の会すみだ及びすみだの絆の表記については、4月6日の委員会で配布した資料と同様とする。

2 その他

- (1) 4月18日（水曜日）午前10時開会の運営協議会については、改めて開会通知はしない旨、承知願った。
- (2) 4月13日（金曜日）午後7時から本所地域プラザで開会予定の委員会において、開会前の委員の協力については、各会派から1人とすることとした。

第11回議会改革特別委員会運営協議会（H30.4.18）協議結果【概要】

1 議会基本条例の「前文」（8区分目）について

検討項目整理表に沿って、各会派における検討結果について発言願ひ、協議した結果、今回の協議内容を踏まえて、改めて正副委員長案を示し、協議することとした。

2 保留等の条文について

これまで保留等とされた条文について、手元に配布した資料に基づき、事務局長から説明し協議した結果、次のとおり決定した。

（1）「基本理念」及び「基本方針」は、改めて自民党案を示し、協議することとした。

（2）「委員会の活動」の中の公明党追加提案については、不採用とする。

なお、委員会の活性化の観点から、常任委員会の委員長の本会議における所管事務に関する質問については、別途協議する。

（3）「決算・予算の連動」は、不採用とする。

（4）「議決事件の拡大」は、不採用とする。

なお、新たに議決対象とする事件については、別途協議する。

3 次回の協議事項について

（1）特別委員会

4月23日（月曜日）午後1時開会予定の特別委員会では、前回の特別委員会で、次回以降に協議することとなった7区分目「議員の政治倫理・身分・待遇」の項目「議員定数」及び「議員報酬」、7区分目「議会の機能強化」、7区分目「最高規範性・見直し手続」について協議することが決定した。

（2）運営協議会

5月9日（水曜日）午前10時開会予定の運営協議会では、第1点目として、保留等の条文について、各会派の検討結果を踏まえて意見開陳し協議することとし、第2点目として、構成を再検討するため、暫定部分を含めて、改めて内容を確認し、次回以降の協議に向けて論点を整理することが決定した。

なお、次回の運営協議会については、改めて開会通知はしない旨、承知願った。

第12回議会改革特別委員会運営協議会（H30.5.9）協議結果【概要】

1 議会基本条例の「前文」（8区分目）について

手元に配布した資料に基づき、加藤副委員長から説明を聴取し、協議した結果、運営協議会として次のとおり合意し、改めて特別委員会で協議することとした。

（1）「前文」は、採用する。条文案については、次のとおりとする。

墨田区議会は、区民から選挙を通じて選ばれた合議制の議事機関であり、同じく選挙で選ばれた墨田区長とともに地方自治における二元代表制の一翼を担っている。

二元代表制の下では、両者は相互にその権能を発揮し、区民の福祉の増進を図る責務を負っている。

墨田区議会は、より「開かれた区議会」及び「**及びを目指すとともに、一層の「議会活動の活性化」の推進を行う進める**ことにより、この責務を果たし、区民の負託に応えようとするものである。

そのために、ここに墨田区議会基本条例を制定し、議会の基本的事項を定めることとする。

2 保留等の条文について

保留等の条文のうち「基本理念」及び「基本方針」について、手元に配布した資料に基づき、佐藤委員から説明を聴取し、協議した結果、運営協議会として次のとおり合意し、改めて特別委員会で協議することとした。

（1）「基本理念」は、採用する。条文案については、次のとおりとする。

（基本理念）

第 条 議会は、第1条の目的を達成するため、次の基本理念の下に活動しなければならない。

(1) 区民への積極的な情報公開及び情報提供を行うとともに、区民の意見を的確に把握することにより「開かれた区議会」を目指すこと。

(2) 議決機関、監視機関、政策立案機関としての機能を強化し、**民主的かつ効果的で効率的な議会運営を行うことにより「議会活動の活性化」を行うこと。**

（2）「基本方針」は、不採用とする。

3 暫定の条文について

手元に配布した資料に基づき、事務局長から説明を聴取し、協議した結果、運営協議会として次のとおり合意し、改めて特別委員会で協議することとした。

（1）暫定条文案 の条文案については、次のとおりとする。

（目的）

第 条 この条例は、地方自治の本旨に基づき、墨田区の自主性及び自立性を十分に発揮することを旨として、墨田区議会（以下「議会」という。）の基本理念、~~基本方針~~その他の議会に関する基本的事項を定めることにより、議会がその役割を**十分に**果たし、もって区民の福祉の増進を図ることを目的とする。

- (2) 暫定条文案の「補助機関」の定義について、加藤副委員長から説明を聴取し、協議した結果、条文案については、次のとおりとする。

(定義)

第 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 区民 区内に在住する者をいう。
- (2) 区民等 区民及び区内に通勤し又は通学する者並びに区内で活動する法人その他の団体をいう。
- (3) 区長等 区長~~その他の執行機関及び補助機関~~、教育委員会、選挙管理委員会及び監査委員をいう。

- (3) 暫定条文案の条文案については、次のとおりとする。

(議会の活動原則)

第 条 議会は、~~区政における二元代表制の一翼を担う合議制の議事機関として前条に定める基本理念を達成するため~~、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) ~~区民等に対する~~公正性及び透明性を確保し、~~区民に開かれた議会と~~すること。
- (2) 区長その他の執行機関の事務の執行について、監視及び評価を行うこと。
- (3) 議決に対する責任を深く認識し、区民に対し~~情報提供及び~~情報公開~~及び~~情報提供を積極的に進めるとともに、説明責任を果たすこと。
- (4) 区民等の多様な意見を把握し、政策立案及び政策提言を行い、合意形成を目指して、議論を尽くすよう努めること。
- (5) 活発な議会活動を通じ、議会のあり方を不断に追求するとともに議会の改革に継続的に取り組むこと。

- (4) 暫定条文案の条文案については、次のとおりとする。

(傍聴)

第 条 議会は、本会議及び委員会を開こうとするときは、区民が傍聴に必要な情報を容易に入手することができるよう、あらかじめ、日程、議題その他の情報をインターネット等情報通信技術の発達を踏まえた多様な広報手段により公表しなければならない。

2 議会は、本会議及び委員会を開くに当たっては、傍聴者が調査審議の内容をできる限り容易に理解することができるよう、議案及び会議資料の提供、供覧その他の必要な措置を講じなければならない。

3 議会は、~~高齢者、障害者~~区民等が本会議及び委員会を~~円滑適切~~に傍聴することができるよう、~~車椅子使用者が円滑に利用することができる傍聴スペースの設置並びに磁気ループ補聴器及び手話通訳士の配置等、その都度~~必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- (5) 暫定条文案の条文案については、次のとおりとする。

(会期)

第 条 議会は、区政の課題等に的確かつ柔軟に対応し、主導的かつ機能的に活動することができるよう、~~法第 102 条第 2 項の規定に基づき~~、定例会の回数を年 1 回とし、その会期を通年とする。

(6) 暫定条文案の条文案については、次のとおりとする。

(情報の共有・公開・説明責任)

第 条 ~~議会は、開かれた議会を目指すため、積極的な情報公開及び情報提供を推進し、区民に対する説明責任を十分に果たし、区民との情報共有を行わなければならない。議会は、多様な広報手段を活用することにより、議会活動に関する情報の積極的な公開及び発信に努め、区民に対する説明責任を十分に果たすものとする。~~

2 ~~議会は、議会広報紙又はインターネット等の情報通信技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用し、多くの区民が議会及び区政に対して関心を持つような広報活動に努めなければならない。議会は、前項の目的を達成するため、広報の内容及びあり方について不断に検証するものとする。~~

3 議会は、第1項の目的を達成するため、議案等に対する議員の賛否状況を公開する。

(7) 暫定条文案の条文案については、現行案のとおりとする。

(8) 暫定条文案の条文案については、現行案のとおりとする。

4 条例制定後の課題について

議事の都合により、次回、改めて協議することとした。

5 次回の協議事項及び開会日時について

(1) 特別委員会

5月15日(火曜日)午後1時開会予定の特別委員会では、8区分目「前文」、「保留等の条文」及び「暫定の条文」について協議することが決定した。

(2) 運営協議会

ア 条文全体の構成を再検討するため、次々回以降の協議に向けて、改めて内容を確認し、論点等を整理することが決定した。

イ 次回は6月5日(火曜日)午後2時から開会することとし、改めて開会通知はしない旨、承知願った。

第13回議会改革特別委員会運営協議会（H30.6.5）協議結果概要

1 条例制定後の課題について

手元に配布した資料に基づき、事務局長から説明を聴取し、協議した結果、条例制定後の課題から の内容については、条例制定後に改めて然るべき場で協議することとした。

2 構成の再検討について

手元に配布した資料に基づき、事務局長から説明を聴取し、協議した結果、次のとおり決定した。

（1）条文整理表については、案のとおりとする。

なお、「付則」の部分には、条文案が空欄となっているため、各会派において一定の考え方を記入してもらうこととした。

（2）一人会派の意見は、従前どおり、井上議員と渋谷議員については大瀬委員、田中哲議員については西村委員が集約する。

3 （仮称）「墨田区議会基本条例」制定までの行程表（案）について

手元に配布した資料に基づき、事務局長から説明を聴取し、協議した結果、案1のとおり進めていくこととした。

なお、パブリックコメントの実施については、議会として決定する必要があるため、各派交渉会で協議いただくよう議長に申入れることを承知願った。

4 次回の協議事項について

7月9日（月曜日）午前10時開会予定の運営協議会では、条文の校正について、各会派の検討結果を踏まえて意見開陳するなど、改めて協議することとした。

なお、各会派の検討結果については、「条文整理表」に記入の上、6月27日までに坂井副委員長へ提出するよう願った。

また、次回の運営協議会については、改めて開会通知はしない旨、承知願った。

第14回議会改革特別委員会運営協議会（H30.7.9）協議結果【概要】

1 構成の再検討について

条文整理表に沿って、各党派等における意見を開陳願い、協議した結果、運営協議会として次のとおり合意し、改めて特別委員会で協議することとした。

(1) 前文

条文案については、次のとおりとする。

墨田区議会は、区民から選挙でを通じて選ばれた議員により構成される合議制の議事機関であり、同じく選挙で選ばれた墨田区長とともに地方自治における二元代表制の一翼を担っている。

二元代表制の下では、両者は相互にその権能を発揮し、区民等の福祉の増進を図る責務を負っている。

墨田区議会は、より「開かれた議会」を目指すとともに、一層の「議会活動の活性化」を進めることによって、この責務を果たし、区民の負託に応えようとするものである。

そのため、ここに墨田区議会基本条例を制定し、議会の基本的事項を定めることとする。

(2) 第1条

条文案については、次のとおりとする。

この条例は、地方自治の本旨に基づき、墨田区の自主性及び自立性を十分に発揮することを旨として、墨田区議会（以下「議会」という。）の基本理念その他の議会に関する基本的事項を定めることにより、議会がその役割を果たし、もって区民等の福祉の増進を図ることを目的とする。

(3) 第2条

条文案については、次のとおりとする。

この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 区民 区内に住所を有する在住する者をいう。
- (2) 区民等 区民若しくは及び区内で働き、学ぶ個人に通勤し又は通学する者並びに区内で事業活動その他の活動を行うする個人若しくは法人その他の団体をいう。
- (3) 議会 区議会をいう。
- (4)(3) 区長等 区長、教育委員会、選挙管理委員会及び監査委員をいう。

(4) 第3条

条文案については、次のとおりとする。

なお、村本委員から、「第1条の目的を達成するため」という文言については、第1条との整合を調整する必要がある旨の意見があり、次回の運営協議会において、同委員から改めて案を提示してもらうこととした。

議会は、第1条の目的を達成するため、次の基本理念の下に活動しなければならない。

- (1) 区民等への積極的な情報公開及び情報提供を行うとともに、区民等の意見を的確に把握することにより、「開かれた議会」を目指すこと。
- (2) 議事機関として、議決機関、監視機関、政策立案等機関としての機能を強化し、民主的かつ効率的な議会運営を行うことにより、「議会活動の活性化」を進める行うこと。

(5) 第4条

条文案については、次のとおりとする。

【章見出し】議会及び議員の活動原則

議会は、前条に定める基本理念を達成するため、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 区民等に対する公正性及び透明性を確保すること。
- (2)(3) 議決に対する責任を深く認識し、区民等に対し情報公開及び情報提供を積極的に進めるとともに、分かりやすい言葉及び表現の方法を用いるよう努め、説明責任を果たすこと。
- (3)(2) 区長等その他の執行機関の政策の決定及び事務の執行について、監視及び評価を行うこと。
- (4) 区民等の多様な意見を把握し、政策立案及び政策提言を行い、合意形成を目指して、議論を尽くすよう努めること。
- (5) 活発な議会活動を通じ、議会のあり方を不断に追求するとともに、議会の改革に継続的に取り組むこと。

(6) 第5条

条文案については、次のとおりとする。

議員は、区民の負託を受けた公職にある者として、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1)(3) 誠実かつ公正に職務を遂行し、自らの議会活動について区民等への説明責任を果たすこと。
- (2) 区政の課題全般について区民等の意思を的確に把握するとともに、自らの資質向上のため、不断の研さんを行うこと。
- (3)(4) 区の政策形成に必要な調査研究を行うとともに、政策立案及び政策提言を行うこと。
- (4) 言論の府及び合議制の議会を構成する一員として、活発な議論討議を行うこと。

(7) 第6条

条文案については、次のとおりとする。また、第3章を、第9章と第10章の間に移動する。

議会は、大規模災害等が発生したときは、区民等の生命、身体及び財産を保護し、区民等の安全を確保するために区長等と連携するものとする。

- 2 前項に基づく議会の具体的な対応については、別に議長が別に定める。

(8) 第7条

第3条及び第4条と統合することとし、第7条は削除する。

(9) 第8条

条文案については、次のとおりとする。

議会本会議及び委員会は、他の条例又は墨田区議会会議規則（昭和31年墨田区議会規則第1号）に特別の定めがある場合を除くほか、本会議及び委員会これを公開する。

- 2 議会は、前項の実施に当たっては、議会広報紙又はインターネット等情報通信技術の発達を踏まえたインターネット等多様な広報手段を活用するものとする。

2 管外行政調査について

「議会基本条例の制定について」調査するため、管外行政調査を予定することと決定した。

なお、本件については、樋口委員長から、各派交渉会で提案する旨、承知おき願った。

また、希望する実施日、調査内容及び視察先があれば、7月13日（金曜日）までに事務局へ提出するよう願った。

3 次回の協議事項について

7月18日（水曜日）午後1時開会予定の運営協議会では、第1点目として、構成の再検討（第9条以降）について、第2点目として、管外行政調査について、改めて協議することとした。

なお、次回の運営協議会については、改めて開会通知はしない旨、承知願った。

また、手元の条文整理表は、次回の協議でも使用するため、持参するよう願った。

第15回議会改革特別委員会運営協議会（H30.7.18）協議結果【概要】

1 追加事項について

(1) 第3条に関する内容について

手元に配布した資料に沿って、村本委員から説明を聴取し、協議した結果、運営協議会として次のとおり合意し、改めて特別委員会で協議することとした。

議会は、~~第1条の目的を達成するため、~~次の基本理念の下に活動しなければならない。

- (1) 区民等への積極的な情報公開及び情報提供を行うとともに、区民等の意見を的確に把握することにより、「開かれた議会」を目指すこと。
- (2) 議事機関として、議決、監視、政策立案等の機能を強化し、民主的かつ効率的な議会運営を行うことにより、「議会活動の活性化」を進めること。

(2) 「区民」及び「区民等」の文言について

手元に配布した資料に沿って、佐藤委員から説明を聴取し、協議した結果、第4条第2号及び第5条第1号については、「区民」及び「区民等」の表現を含めて保留とし改めて協議することとした。

(3) 「区」の文言について

第1条（目的）の「区」の文言について、浜田事務局長から説明を聴取し、協議した結果、運営協議会として次のとおり合意し、改めて特別委員会で協議することとした。

この条例は、地方自治の本旨に基づき、**墨田区**の自主性及び自立性を十分に発揮することを旨として、議会の基本理念その他議会に関する基本的事項を定めることにより、議会がその役割を果たし、もって区民等の福祉の増進を図ることを目的とする。

2 構成の再検討について

条文整理表に沿って、各党派等における意見を開陳願い、協議した結果、運営協議会として次のとおり合意し、改めて特別委員会で協議することとした。

(1) 第9条

条文案については、次のとおりとする。また、第9条を第21条の後ろへ移動する。

~~議会は、本会議及び委員会を開こうとするときは、区民が傍聴に必要な情報を容易に入手することができるよう、あらかじめ、日程、議題その他の情報をインターネット等情報通信技術の発達を踏まえた多様な広報手段により公表しなければならない。~~

~~2~~ 議会は、本会議及び委員会を開くときに当たっては、傍聴者が**審議、審査及び調査審議**の内容をできる限り容易に理解することができるよう、議案及び会議資料の提供、供覧その他の必要な措置を講じなければならない。

~~3~~ 2 議会は、区民等が本会議及び委員会を適切に傍聴することができるよう、**前項に定めるもののほか、**必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(2) 第10条

条文案については、次のとおりとする。また、第10条と第11条とを入れ替える。

【条見出し】会議の質問・答弁方式

一般質問における区長等への質問及び議員への答弁は、~~分割方式~~（一般質問通告書に記載された件名を分野ごとに分割し、~~一~~当該分野ごとに**登壇して質問及び答弁を行う方式又は当該**

件名を一括して行う方式をいう。)により行うことができる。

(3) 第11条

条文案については、次のとおりとする。また、第10条と第11条とを入れ替える。

議会は、区政の課題等に的確かつ柔軟に対応し、主導的かつ機能的に活動を行うことができるよう、**地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)法第102条第2項**の規定に基づき、定例会の回数を年1回とし、その会期を通年とする。

(4) 第12条

条文案については、次のとおりとする。

【条見出し】議長の責務**及び役割**

議長は、公正**かつ公平**に職務を遂行するとともに、議会の品位を保持し、民主的かつ効率的な議会運営を行わなければならない。

~~2—議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理し、議会を代表する。~~

(5) 第13条

条文案については、次のとおりとする。

議長及び副議長は、就任に当たり本会議で所信表明を行うことができる。

(6) 第14条

条文案については、次のとおりとする。

委員は、**議決結果に対する議会としての説明責任を果たすため**、委員会における議案等の審査に当たっては、委員相互間の**議討論**を十分に尽くし、**及び**これを尊重するよう努めるものとする。

2 委員は、区民**等**に対し、分かりやすい議論を行うよう努めなければならない。

3 委員長は、討議による合意形成を目指し、論点及び争点等を明確にして委員会運営を行わなければならない。

4 委員長は、必要があると認めるときは、議事堂以外の場所において委員会を開催することができる。

5 委員会は、所管する**区行政**の課題等に対処することを目的に、区民等との意見交換会**等**を開催することができる。

~~6—委員会は、他の条例又は会議規則に特別の定めがある場合を除くほか、これを公開する。~~

~~7—委員会は、審査に関する資料等を積極的に公開し、区民等の知る権利に資する情報提供を行うものとする。~~

(7) 第15条

条文案については、次のとおりとする。

【条見出し】**委員会による**政策立案及び政策提言

委員は、委員相互間の討議を通じて合意形成を目指し、政策立案**及び**~~政策提言等~~を積極的に**行うものとする。**

2 委員会は、条例案(区長が提出した条例案に対する修正案を含む。)の提出その他の**議会による**政策立案及び政策提言を積極的に**行うことにより**、区の政策水準の向上を図るものとする。

3 委員会は、予算を伴う条例案(区長が提出した条例案に対する修正案を含む。)を提出するに当たっては、必要に応じてあらかじめ区長等と協議することができる。

(8) 第16条

条文案については、次のとおりとする。

【条見出し】特別委員会の設置、見直し及び運営方針

議会は、~~毎年~~特別委員会の設置については、特定事件の調査研究をするという設置目的に鑑み、~~行政監視~~~~政策形成その他の~~議会在が果たすべき機能を十分全に発揮し、区政の課題の変化及び社会経済情勢の変化に的確に対応し得るものとなるようにし、~~必要な見直しを行わなければならない。~~

2 議会は、毎年、特別委員会の設置について、必要な見直しを行わなければならない。

3 特別委員会は、毎年、その運営に関する方針を定め、これを公表しなければならない。

(9) 第17条

第16条と統合することとし、第17条は削除する。

(10) 第18条

条文案については、次のとおりとする。

【条見出し】会派等

議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

2 会派は、基本的政策を共有し、かつ、議会における活動を共にしようとする2人以上の議員をもって構成するものとする。

3 会派は、代表者を選任するものこととする。

4 前項の代表者は、会派の運営に関して、会派に所属する議員の管理及び監督の責務を負うものこととする。

5 会派及び議員は、政策立案及び政策提言を行うに当たっては、会派及び議員相互間の合意形成に努めるものとする。

(11) 第19条

条文案については、次のとおりとする。

政務活動費は、~~墨田区議会政務活動費の交付に関する条例(平成13年墨田区条例第52号)~~の規定により、~~本区政~~の課題把握、政策立案及び政策提言並びに区民等の福祉の増進に資するようため、~~調査研究その他の活動に~~有効に活用しなければならない。

2 政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、その適正な執行について、透明性を確保し、区民に説明責任を果たさなければならない。

(12) 第20条

条文案については、次のとおりとする。

【章見出し】区民等及びと議会の関係

【条見出し】情報の共有・公開・説明責任

議会は、多様な広報手段を活用することにより、議会活動に関する情報の積極的な公開及び発信に努め、区民に対する説明責任を十分に果たすものとする。

2 議会は、~~前項の目的を達成するため~~、広報の内容及びあり方について不断に検証するものとする。

3 議会は、~~第1項の目的を達成するため~~、議案等に対する議員の賛否状況を公開する。

(13) 第21条

条文案については、次のとおりとする。

議会は、区民等との連携を推進し、区政の課題に対処するため、~~必要に応じて~~、議会活動に区民等がの参加できるの機会及び区民等の意見を議会活動に反映させる機会を確保する。

2 議会は、本会議及び委員会の運営に当たり、必要に応じて、法第115条の2第1項に定める公聴会制度及び同条第2項に定める参考人制度その他多様な意見聴取の方法を用い

て、区民等、利害関係を有する者又は学識経験を有する者の意見を議論に反映させるものとする。

- 3 議会は、請願及び陳情の審査に当たっては、その趣旨を十分に理解するために、請願及び陳情提出者の意見を聴取する場を設ける。

(14) 第22条

条文案については、次のとおりとする。

【章見出し】議会及び区長等と行政の関係

議会は、二元代表制のもと、区長等と独立かつ対等で緊張のある関係を保持し、区長等の政策の決定及び事務の執行に対する監視及び評価、並びに更には政策の立案及び政策提言を行うことにより、区民等の福祉の増進及び区政の発展に取り組まなければならない。

- 2 議会における審議をより充実させるため、本会議及び委員会において、区長等は、議長及び委員長の許可を得て、議員の質疑又は質問に対して、答弁に必要な範囲内で、その趣旨又は内容に関して反問又は反論をすることができる。
- 3 議会は、採択した請願及び陳情のうち、議会が区長等において措置することが適当と認めるものについて、その趣旨の実現を区長等に求めるとともにものとする。また、議会は、これらについて、区長等に対し、その処理の経過及び結果について、区長等に対し報告を求めものとする。ことができる。
- 4 議会は、本会議において可決された付帯決議に関する事後の状況、対応等について、区長等に対し、報告を求めものとする。

(15) 第23条

条文案については、次のとおりとする。

区長等は、予算を調製し、又は重要な計画、政策、施策若しくは事業を立案し、若しくは変更するときは、議会にその内容を説明するものとする。

- 2 区長等は、議会又は議員から区長等が執行する事務に関する資料の提出又は説明の要求があったときは、適切に対応するものとする。

3 管外行政調査について

(1) 実施日

10月11日からの1泊2日で予定することとした。

なお、本件については、樋口委員長から、各派交渉会で提案する旨、承知おき願った。

(2) 調査内容及び視察先

各会派からの意見と視察先の都合も踏まえて、検討することとした。

(3) 議会運営委員会との合同調査

議会基本条例制定に伴い、その後の議会運営にも密接に関連することから、議会運営委員会と合同で調査を実施する予定とした。

なお、本件については、樋口委員長から、各派交渉会で提案し、その後、議会運営委員長へ提案を行い、議会運営委員会で決定した段階で合同実施となる旨、承知おき願った。

4 次回の協議事項について

(1) 特別委員会

明19日(木曜日)午後1時開会予定の特別委員会では、第1点目として、(仮称)「墨田区議会基本条例」制定までの行程表(案)について、第2点目として、構成の再検討(「前文」から「第8条」まで)について協議することが決定した。

なお、委員会開会后、「平成30年7月豪雨」により亡くなられた方々のご冥福を祈り、1

分間の黙祷を捧げる予定となっていることについて、あらかじめ承知願った。

(2) 運営協議会

ア 7月27日(金曜日)午前10時開会予定の運営協議会では、第1点目として、構成の再検討(第24条以降)について、第2点目として、逐条解説の作成について、第3点目として、パブリックコメント実施概要について協議することが決定した。

イ 次回の運営協議会については、改めて開会通知はしない旨、承知願った。

第16回議会改革特別委員会運営協議会（H30.7.27）協議結果【概要】

1 構成の再検討（第24条以降）について

条文整理表に沿って、各会派等における意見を開陳願い、協議した結果、運営協議会として次のとおり合意し、改めて特別委員会で協議することとした。

（1）第24条

条文案については、次のとおりとする。また、第7章を第4章に統合し、第24条を第7条の後ろへ移動する。

なお、関連する修正として、第8条と第9条を第13条の後ろへ移動する。

【条見出し】議員相互間の討議

議員は、議会の権能を発揮するため、議員相互間の討議を行うことができる。

2 前項の方法については、議長が別に定める。

（2）第25条

条文案については、次のとおりとする。また、第7章を第4章に統合し、第25条を第17条の後ろへ移動する。

議会は、区政に関する政策の立案及び政策提言を推進するため、毎年1回以上、会派を代表する委員によって構成する政策会議を開催するものとする。

2 政策会議は、政策の立案及び政策提言に関する事項を議長に提案することができる。

3 政策会議に関し必要な事項は、議長が別に定める。

（3）第26条

条文案については、次のとおりとする。

【条見出し】研修の実施充実

議員は、自らの政策立案及び政策提言能力並びに見識を高めるため、不断の研さん修を行わなければならない。

2 議会は、前項の目的を達成するため、研修会等を行わなければならない。

（4）第27条

条文案については、次のとおりとする。

議会は、円滑かつ効率的な議会運営と議会活動の充実を図るため、議会事務局の機能強化及び十分な組織体制の構築を行うものとする。

2 議会事務局の職員は、前項の目的を達成する円滑かつ効率的な議会運営と議会活動の充実を図るため、議会に対し提案を行うことができる。

（5）第28条

条文案については、次のとおりとする。

議会は、二元代表制の趣旨を踏まえ、議事機関としての機能を充実するため、必要な財政上の措置を区長に求めるものとする。

（6）第29条

条文案については、次のとおりとする。

議会は、議会図書室において、法第100条第19項に定めるもののほか、議員の政策立案及び政策提言に資する図書、記録その他必要な資料（電磁的記録を含む。）を収集・保管して置くものとする。

2 議会図書室のは、議長が別に定めるところにより、適正に管理及びし、運営については、議長が別に定めるものとする。

(7) 第30条

条文案については、次のとおりとする。

【章見出し】議員の政治倫理・身分・待遇

議員は、区民の負託を受けた公職にある者としてにこたえるため、高い倫理観が求められていることを深く認識し、区民の代表としての良心と責任感を持って、議員の品位を保持し、見識を養うよう努めなければならない。

2 議員の政治倫理に関し必要な事項は、別に定める。

(8) 第31条

条文案については、次のとおりとする。

【章見出し】他の条例等との関係及び最高規範性・見直し手続

~~この条例は、議会における基本的事項を定めるものであって、~~議会は、議会に係る他の条例若しくは規則等を制定し、又は改廃する場合は、この条例の趣旨を尊重するとともに、この条例に定める事項との整合性の確保を図るものとする。

(9) 第32条

条文案については、次のとおりとする。

議会は、この条例の目的の達成状況その他議会活動及び議員活動について、一般選挙を経た議員の任期が開始した後、終了するまでの間において1回以上検証を実施する。

2 議会は、前項の検証の結果、議会に関する条例及び規則等の改正が必要と認められる場合は、適切な措置を講ずるものとする。

3 議会は、第1項の検証の結果及び前項の措置を区民に公表するものとする。

(10) 付則

条文案については、次のとおりとする。

この条例は、平成31年5月1日から施行する。

(11) 「区民」及び「区民等」の表現について

本件は、保留とし、特別委員会で改めて協議する。

(12) 第5条の追加修正について

条文整理表に沿って、村本委員から説明を聴取し、協議した結果、本条文案は保留とし、特別委員会で改めて協議する。

2 逐条解説文案の作成要領(案)について

手元に配布した資料に基づき、事務局長から説明を聴取し、協議した結果、案のとおり決定した。

3 (仮称)墨田区議会基本条例(素案)に係るパブリック・コメントの実施要領(案)について

手元に配布した資料に基づき、事務局長から説明を聴取し、協議した結果、案のとおり決定した。

4 (仮称)「墨田区議会基本条例」制定までの行程表の変更について

手元に配布した資料に基づき、事務局長から説明を聴取し、協議した結果、案のとおり決定した。

5 議会BCPについて

本件は、議長に申し入れ、各派交渉会で検討願うこととした。

6 管外行政調査について

視察先は、10月11日(木曜日)に新潟県上越市議会、12日(金曜日)に石川県加賀市議会とし、調査内容は「議会基本条例の制定とその後の議会運営について」とすることが決定した。

なお、調査内容に関する質問事項については、事前に取りまとめる旨、承知おき願った。

7 次回以降の協議事項について

(1) 特別委員会

ア 8月8日

8月8日(水曜日)午前9時開会予定の特別委員会では、第1点目として、構成の再検討(「第9条」以降)について、第2点目として、(仮称)「墨田区議会基本条例」制定までの行程表の変更について協議することが決定した。

なお、次回の特別委員会から、理事者は自席において発言を願うこととした。

イ 8月10日

8月10日(金曜日)午後1時開会予定の特別委員会では、第1点目として、8月8日の特別委員会に引き続き、構成の再検討について、第2点目として、逐条解説文案の作成要領(案)について、第3点目として、(仮称)墨田区議会基本条例(素案)に係るパブリック・コメントの実施要領(案)について協議することが決定した。

なお、議会BCPについては、8月8日開会予定の各派交渉会の協議結果により協議することとした。

(2) 運営協議会

8月28日(火曜日)午後1時開会予定の運営協議会では、(仮称)墨田区議会基本条例(素案)について協議することが決定した。

なお、次回の運営協議会については、改めて開会通知はしない旨、承知願った。

第17回議会改革特別委員会運営協議会（H30.8.28）協議結果【概要】

1 （仮称）墨田区議会基本条例（素案）について

（1）リーガルチェックの結果について

手元に配布した資料に基づき、小倉法務課長から説明を聴取し、協議した結果、運営協議会として次のとおり合意し、改めて特別委員会で協議することとした。

ア 目次

条文案については、次のとおりとする。

目次

前文

第1章 総則（第1条 第3条）

第2章 議会及び議員の活動原則（第4条・—第5条）

第3章 議会運営（第6条 第18条）

第4章 区民等及び議会の関係（第19条・—第20条）

第5章 議会及び区長等の関係（第21条・—第22条）

第6章 議会の機能強化（第23条 第26条）

第7章 議員の政治倫理（第27条）

第8章 災害対応（第28条）

第9章 他の条例等との関係及び見直し手続（第29条・—第30条）

付則

イ 前文

条文案については、次のとおりとする。

前文

墨田区議会は、区民から選挙で選ばれた議員により構成される合議制の議事機関であり、同じく選挙で選ばれた墨田区長とともに地方自治における二元代表制の一翼を担っている。

二元代表制の下では、両者は相互にその権能を発揮し、区民等の福祉の増進を図る責務を負っている。

墨田区議会は、より「開かれた議会」を目指すとともに、一層の「議会活動の活性化」を進めることによって、この責務を果たし、区民の負託に応えようとするものである。

そのため、ここに墨田区議会基本条例を制定する。

ウ 第1条

条文案については、原案どおりとする。

エ 第2条

条文案については、次のとおりとする。

この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 区民 区内に住所を有する者をいう。

(2) 区民等 区民、若しくは区内で働き、若しくは学ぶ個人又は区内で事業活動その他の活動を行う個人若しくは団体をいう。

- (3) 議会 区議会をいう。
- (4) 区長等 区長、教育委員会、選挙管理委員会及び監査委員をいう。

オ 第3条

条文案については、次のとおりとする。

議会は、次に掲げるの基本理念の下に活動しなければならない。

- (1) 区民等への積極的な情報公開及び積極的な情報提供を行うとともに、区民等の意見を的確に把握することにより、「開かれた議会」を目指すこと。
- (2) 議事機関として、議決、監視、政策立案等の機能を強化し、民主的かつ効率的な議会運営を行うことにより、「議会活動の活性化」を進めること。

カ 第4条

条文案については、次のとおりとする。ただし、「説明責任を果たすこと」の文言については、保留とする。

議会は、前条に定める基本理念を達成するため、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 区民等に対する公正性及び透明性を確保すること。
- (2) 議決に対する責任を深く認識し、区民等に対し分かりやすい言葉及び表現の方法を用いるよう努め、説明責任を果たすこと。
- (3) 区長等の政策の決定及び事務の執行について、監視及び評価を行うこと。
- (4) 区民等の多様な意見を把握し、政策立案及び政策提言を行い、合意形成を目指して、議論を尽くすよう努めること。
- (5) 活発な議会活動を通じ、議会のあり方を不断に追求するとともに、議会の改革に継続的に取り組むこと。

キ 第5条

条文案については、次のとおりとする。ただし、「議会活動」及び「説明責任を果たすこと」の文言については、保留とする。

議員は、区民の負託を受けた公職にある者として、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 誠実かつ公正に職務を遂行し、自らの議会活動について区民等への説明責任を果たすこと。
- (2) 区政の課題全般について区民等の意見意思を把握するとともに、自らの資質向上のため不断の研さんを行うこと。
- (3) 区政に必要な調査研究を行うとともに、政策立案及び政策提言を行うこと。
- (4) 言論の府及び合議制の議会を構成する一員として、活発な議論を行うこと。

ク 第6条

条文案については、次のとおりとする。

議員は、議会の権能を発揮するため、議員相互間の討議を行うことができる。

- 2 前項の討議の方法については、議長が別に定める。

ケ 第7条

条文案については、原案どおりとする。

コ 第8条

条文案については、次のとおりとする。ただし、「一般質問」の定義については、保留とする。

【条見出し】本会議の質問及び回答方式

一般質問における区長等への質問及び議員への答弁は、**発言一般質問**通告書に記載された件名を分野ごとに分割して当該分野ごとに行う方式又は当該件名を一括して行う方式により行うことができる。

サ 第9条

条文案については、原案どおりとする。

シ 第10条

条文案については、原案どおりとする。

ス 第11条

条文案については、次のとおりとする。

【条見出し】本会議及び委員会の公開

議会は、**法第115条第1項ただし書に該当する場合又は他の条例又は墨田区議会会議規則（昭和34年墨田区議会規則第4号）**に特別の定めがある場合を除き**くほか**、本会議及び**常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）**を公開する。

2 議会は、前項の規定による公開実施に当たっては、**議会広報紙又はインターネット等**情報通信技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用するものとする。

セ 第12条

条文案については、次のとおりとする。

議会は、本会議及び委員会を開くときは、傍聴者が審議、審査及び調査の内容をできる限り容易に理解することができるよう、議案及び会議資料の提供、供覧その他の必要な措置を講じなければならない。

2 **前項に定めるもののほか**、議会は、区民等が本会議及び委員会を適切に傍聴することができるよう、**前項に定めるもののほか**、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

ソ 第13条

条文案については、次のとおりとする。

委員会の委員（以下「委員」という。）は、委員会における議案、**請願**等の審査に当たっては、委員相互間の議論を十分に尽くし、これを尊重するよう努めるものとする。

2 委員は、区民等に対し、分かりやすい議論を行うよう努めなければならない。

3 **委員会の委員長（以下「委員長」という。）**は、**討議を通じてによる**合意形成を目指し、**論点、及び争点**等を明確にして委員会運営を行わなければならない。

4 委員長は、必要があると認めるときは、議事堂以外の場所において委員会を開会することができる。

5 委員会は、所管する区政の課題等に対処することを目的に、区民等との意見交換会等を開催することができる。

タ 第14条

条文案については、次のとおりとする。

委員は、委員相互間の議論を通じて合意形成を目指し、政策立案及び政策提言を積極的に行うものとする。

2 委員会は、条例案（区長が提出した条例案に対する修正案を含む。**次項において同じ。**）の提出その他の政策立案及び政策提言を積極的に行うことにより、区の政策水準の向上を図るものとする。

3 委員会は、予算を伴う条例案（~~区長が提出した条例案に対する修正案を含む。~~）を提出するに当たっては、必要に応じてあらかじめ区長等と協議することができる。

チ 第15条

条文案については、次のとおりとする。

【条見出し】特別委員会の設置、~~見直し及び運営方針等~~

議会は、特別委員会の設置については、特定事件の調査研究をするという設置目的に鑑み、議会が果たすべき機能を十分に発揮し、区政の課題の変化及び社会経済情勢の変化に的確に対応し得るものとなるようにしなければならない。

2 議会は、毎年、特別委員会の設置について、必要な見直しを行わなければならない。

3 特別委員会は、毎年、その運営に関する方針を定め、これを公表しなければならない。

(2) 「区民」及び「区民等」の表現について

手元に配布した資料に基づき、佐藤委員から説明を聴取し、協議した結果、運営協議会として次のとおり合意し、改めて特別委員会で協議することとした。

なお、第4条及び第5条の「説明責任を果たすこと」の文言については、保留とする。

ア 第18条

政務活動費は、区政の課題把握、政策立案及び政策提言並びに区民等の福祉の増進に資するよう、有効に活用しなければならない。

2 政務活動費の交付を受けた会派及び議員は、その適正な執行について、透明性を確保し、~~区民に説明責任を果たさなければならない。~~

イ 第19条

議会は、多様な広報手段を活用することにより、議会活動に関する情報の積極的な公開及び発信に努め、~~区民に対する説明責任を十分に果たすものとする。~~

2 議会は、広報の内容及びあり方について不断に検証するものとする。

3 議会は、議案等に対する議員の賛否状況を公開する。

(3) 第5条の追加修正について

「監視力」又は「監視能力」の文言については、保留とする。

(4) その他の事項について

ア 「及び」の使い方について

村本委員から「及び」の使い方について提案があり、協議した結果、原案どおりとすることとした。

イ 「ですます調」への変更について

村本委員から「ですます調」への変更について提案があり、協議した結果、原案どおりとすることとした。

2 管外行政調査について

手元に配布した資料に基づき、事務局長から説明を聴取し、協議した結果、上越市議会と加賀市議会の具体的な調査内容は、次のとおり決定した。

なお、具体的な調査内容については、樋口委員長から議会運営委員長に提案する旨、承知願った。

また、効率的に調査を行うため、各市議会に対する具体的な質問事項を、事前にとりまとめるため、事務局において質問事項表を作成し、後日、委員に送付する旨、承知願った。

(1) 上越市議会

- ア 調整会議及び政策形成会議（議員発議による条例制定）
- イ 情報の共有及び公開
- ウ 市民との意見交換の場（意見交換会の開催）
- エ 議会の研修（議員勉強会の開始）
- オ （大規模災害時の議員の行動指針の策定）
- カ 議決事件の拡大
- キ その他、議会図書室の見学

(2) 加賀市議会

- ア 休日・夜間会議の開催（土曜・日曜議会の開催）
- イ 政策立案及び提案（議会提案の政策条例）（委員会提案の政策条例）
- ウ 政策討論会
- エ 市民との意見交換の場、懇談会（女性会議の開催）（市内高等学校との意見交換会の開催）
- オ 市長等への説明の要求
- カ （議会災害対策支援本部設置要綱・議員の災害時行動マニュアルの策定）（タブレット端末による議会防災訓練）
- キ 見直し手続（議会 P D C A サイクル運用規定の制定）
- ク （議場スクリーンの試験実施）
- ケ その他、議会図書室の見学

(注) 前記(1)(2)における()は、当該市議会の議会改革の主な取組として例示されている内容

3 次回の協議事項について

9月14日（火曜日）午前10時開会予定の運営協議会では、第1点目として、「（仮称）墨田区議会基本条例（素案）（「第16条」以降及び保留とした条文案）について」、第2点目として、「逐条解説の作成について」、第3点目として、「パブリック・コメントの実施詳細について」、第4点目として、「（仮称）墨田区議会基本条例の運用について」協議することが決定した。

なお、次回の運営協議会については、改めて開会通知はしない旨、承知願った。

第18回議会改革特別委員会運営協議会（H30.9.14）協議結果【概要】

1 （仮称）墨田区議会基本条例（素案）について

（1）リーガルチェックの結果（保留とした条文案及び「第16条」以降）について

手元に配布した資料に基づき、小倉法務課長から説明を聴取し、協議した結果、運営協議会として次のとおり合意し、改めて特別委員会で協議することとした。

なお、本素案については、特別委員会で決定した後、議長に報告する旨、承知願った。

また、次回の運営協議会から、高野副区長には出席要請しないこととするが、特別委員会には出席要請するとともに、必要に応じて運営協議会にも出席要請する旨、承知願った。

他の理事者については、今後の運営協議会において、条例制定後の議会運営に係る協議が想定されることから出席要請するが、他の公務がある場合には、出席を要しないこととした。

ア 第4条

条文案については、次のとおりとする。

議会は、前条に定める基本理念を達成するため、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 区民等に対する公正性及び透明性を確保すること。
- (2) 議決に対する責任を深く認識し、**議決の内容等について**分かりやすい言葉及び表現の方法を用いているよう**努め、説明する責任を果たす**こと。
- (3) 区長等の政策の決定及び事務の執行について、監視及び評価を行うこと。
- (4) 区民等の多様な意見を把握し、政策立案及び政策提言を行い、合意形成を目指して、議論を尽くすよう努めること。
- (5) 活発な議会活動を通じ、議会のあり方を不断に追求するとともに、議会の改革に継続的に取り組むこと。

イ 第5条

条文案については、次のとおりとする。

議員は、区民の負託を受けた公職にある者として、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 誠実かつ公正に職務を遂行し、自らの**議員会活動について説明するよう努める責任を果たす**こと。
- (2) 区政の課題全般について区民等の意見を把握する**とともに、自らの資質向上のため不断の研さんを行う**こと。
- (3) 区政に必要な調査研究を行うとともに、政策立案及び政策提言を行うこと。
- (4) 言論の府及び合議制の議会を構成する一員として、活発な議論を行うこと。
- (5) **議会の監視機能強化等に資するよう、自らの資質向上のため不断の研さんを行うこと。**

ウ 第8条

条文案については、次のとおりとする。

区長等への一般質問（議事に先立ち、区の一般事務につき議長の許可を得て質問することをいう。）における区長等への質問及び議員へその答弁は、発言通告書に記載された件名を分野ごとに分割して当該分野ごとに行う方式又は当該件名を一括して行う方式により行うことができる。

エ 第11条

条文案については、次のとおりとする。

議会は、法第115条第1項ただし書に該当する場合又は他の条例に特別の定めがある場合を除き、本会議及び常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）を公開する。

- 2 議会は、前項の規定による公開に当たっては、インターネット等情報通信技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用するものとする。

オ 第16条

条文案については、次のとおりとする。

議会は、区政に関する政策立案及び政策提言を推進するため、毎年1回以上、政策会議を開催するものとする。

- 2 政策会議は、政策立案及び政策提言に関する事項を議長に提案することができる。
- 3 政策会議に関し必要な事項は、議長が別に定める。

カ 第17条

条文案については、次のとおりとする。

議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

- 2 会派は、基本的政策を共有し、かつ、議会における活動を共にしようとする2人以上の議員をもって構成するものとする。
- 3 会派は、代表者を選任するものとする。
- 4 前項の代表者は、会派の運営に関して、会派に所属する議員の管理及び監督の責務を負うものとする。
- 5 各会派及び会派に所属しない各議員は、政策立案及び政策提言等を行うに当たっては、会派及び会派に所属しない議員相互に間の合意形成に努めるものとする。

キ 第18条

条文案については、次のとおりとする。

政務活動費の交付を受けた会派及び議員は、区政の課題把握、政策立案及び政策提言並びに区民等の福祉の増進に資するよう、有効に活用しなければならない。

- 2 政務活動費の交付を受けた会派及び議員は、その適正な執行について、透明性を確保し、説明責任を果たさなければならない。

ク 第19条

条文案については、次のとおりとする。

【条見出し】情報の公開及び説明責任

議会は、多様な広報手段を活用することにより、議会活動に関する情報の積極的な公開及び発信に努め、説明責任を十分に果たすものとする。

- 2 議会は、広報の内容及びあり方について不断に検証するものとする。
- 3 議会は、議案、請願等に対する議員の賛否状況を公開する。

ケ 第20条

条文案については、次のとおりとする。

議会は、区民等との連携を推進し、区政の課題に対処するため、必要に応じて、議会活動に区民等が参加することができる機会及び区民等の意見を反映させる機会を確保するものとする。

- 2 議会は、本会議及び委員会の運営に当たり、必要に応じて、法第115条の2第1項に規定する定める公聴会制度及び同条第2項に規定する定める参考人制度その他多様な意見聴取の方法を用いて、区民等、利害関係を有する者又は学識経験を有する者の意見を議論に反映させるものとする。
- 3 議会は、請願及び陳情の審査に当たっては、その趣旨を十分に理解するために、請願及び陳情の提出者の意見を聴取する場を設ける。

コ 第21条

条文案については、次のとおりとする。

議会は、二代表制の下もと、区長等と独立かつ対等で緊張のある関係を保持し、区長等の政策の決定及び事務の執行に対する監視及び評価並びに政策立案及び政策提言を行うことにより、区民等の福祉の増進及び区政の発展に取り組みなければならない。

- 2 議会における審議をより充実させるため、本会議及び委員会において、区長等は、議長及び委員長の許可を得て、議員の質疑又は質問に対して、答弁に必要な範囲内で、その趣旨又は内容に関して反問又は反論をすることができる。
- 3 議会は、採択した請願及び陳情のうち、議会が区長等において措置することが適当と認めるものについて、その趣旨の実現を区長等に求めるとともに、その処理の経過及び結果について、区長等に対し報告を求めるものとする。
- 4 議会は、本会議において可決された決議に関する事後の状況、対応等について、区長等に対し報告を求めるものとする。

サ 第22条

条文案については、次のとおりとする。

区長等は、予算を議会に提出し、又は決算を議会の認定に付する調製し、又は重要な計画、政策、施策若しくは事業を立案し、若しくは変更するときは、議会にその内容を説明するものとする。

- 2 区長等は、重要な計画、政策、施策若しくは事業を立案し、又は変更するときは、議会にその内容を説明するものとする。
- 3-2 前項に規定するもののほか、区長等は、議会又は議員から区長等が執行する事務に関する資料の提出又は説明の要求があったときは、適切に対応するものとする。

シ 第23条

条文案については、次のとおりとする。

議員は、自らの政策立案及び政策提言能力を高めるとともに、自らの見識を深めるため、不断の研さんを行わなければならない。

- 2 議会は、前項に規定するの目的を達成するため、研修会等を行わなければならない。

ス 第24条

条文案については、次のとおりとする。

議会は、円滑かつ効率的な議会運営及びと議会活動の充実を図るため、議会事務局の機能強化及び十分な組織体制の構築を行うものとする。

- 2 議会事務局は、前項に規定するの目的を達成するため、議会に対し提案を行うことができる。

セ 第25条

条文案については、原案どおりとする。

ソ 第26条

条文案については、次のとおりとする。

議会は、議会図書室（法第100条第19項に規定する図書室をいう。以下同じ。）に、~~同法第100条第19項に定めるもののほか、議員の政策立案及び政策提言に資する図書、記録その他必要な資料（電磁的記録を含む。）を収集し、~~及び保管するものとする。

2 議会図書室の管理及び運営については、議長が別に定める。

タ 第27条

条文案については、次のとおりとする。

【章見出し】議員の政治倫理

【条見出し】議員の政治倫理

議員は、区民の負託を受けた公職にある者として、高い倫理観が求められていることを深く認識し、~~区民の代表としての~~良心及び責任感を持って、議員の品位を保持し、見識を深めるよう努めなければならない。

2 議員の政治倫理に関し必要な事項は、別に定める。

チ 第28条

条文案については、次のとおりとする。

議会は、大規模災害等が発生したときは、区民等の生命、身体及び財産を保護し、区民等の安全を確保するために区長等と連携するものとする。

2 前項の規定によるに基づき議会の具体的な対応については、議長が別に定める。

ツ 第29条

条文案については、次のとおりとする。

議会は、議会に係する他の条例、~~若しくは~~規則等を制定し、又は改廃する場合は、この条例の趣旨を尊重するとともに、この条例に定める事項との整合性の確保を図るものとする。

テ 第30条

条文案については、次のとおりとする。

議会は、この条例の目的の達成状況~~その他議会活動及び議員活動~~について、一般選挙を経た議員の任期が開始した日から後、終了する日までの間において1回以上検証する。

2 議会は、前項の検証の結果、議会に関する条例、及び規則等の改正が必要と認められる場合は、適切な措置を講ずるものとする。

3 議会は、第1項の検証の結果及び前項の措置を区民に公表するものとする。

ト 付則

条文案については、次のとおりとする。

（施行期日）

1 この条例は、平成31年5月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

（墨田区議会定例会の回数に関する条例の廃止）

3 墨田区議会定例会の回数に関する条例（昭和31年墨田区条例第6号）は、廃止する。

2 逐条解説の作成について

(1) 今後の進め方について

(仮称)墨田区議会基本条例逐条解説検討表に基づき、論点整理を行い、次回の運営協議会から、条ごとに協議していくことと決定した。

(2) 論点整理について

次回の運営協議会に向けた論点整理について、協議した結果、次のア～エの方針に沿って、担当党派等で改めて逐条解説文案を作成し、10月5日(金曜日)までに坂井副委員長に提出することとした。

ア 当該条文の趣旨(運用状況、制定理由等)を初めに記入し、次に「第何項は」から始まる項ごとの解説を記入する。

イ 解説文章の量は、特に制限しない。

ウ 法令の引用は、原則として条・項・号番号のみとし、条文は記入しない。

エ 用語解説は、条ごとに「」で記入する。

3 (仮称)墨田区議会基本条例(素案)に係るパブリック・コメントの具体的な実施方法(案)について

手元に配布した資料に基づき、事務局長から説明を聴取し、協議した結果、案のとおり決定した。

4 (仮称)墨田区議会基本条例の運用に係る検討課題について(案)

手元に配布した資料に基づき、事務局長から説明を聴取し、次回の運営協議会に向けた論点整理を行い、次回の運営協議会で改めて協議することと決定した。

5 議会BCPについて

議会BCPについては、議会基本条例の課題として取り扱い、条例制定後に、改めて然るべき場で協議することと決定した。

なお、議会BCPを「条例制定後の課題一覧」及び「(仮称)墨田区議会基本条例の運用に係る検討課題」に追加することとした。

6 次回の協議事項について

(1) 特別委員会

9月25日(火曜日)午後1時開会予定の特別委員会では、第1点目として、(仮称)墨田区議会基本条例(素案)について、第2点目として、パブリック・コメントの具体的な実施方法(案)について、第3点目として、逐条解説の作成について、第4点目として、議会BCPについて、第5点目として、管外行政調査について調査・検討することが決定した。

(2) 運営協議会

ア 10月17日(水曜日)午前10時開会予定の運営協議会では、第1点目として、逐条解説の作成について、第2点目として、(仮称)墨田区議会基本条例の運用に係る検討課題について協議することが決定した。

イ 次回の運営協議会については、改めて開会通知はしない旨、承知願った。

7 その他

佐藤委員から、10月17日開会予定の運営協議会は欠席し、加藤委員が代理出席する旨、報告があった。

第19回議会改革特別委員会運営協議会（H30.10.17）協議結果【概要】

1 逐条解説の作成について

（仮称）墨田区議会基本条例逐条解説検討表（第2版）に基づき、担当会派等から説明を聴取し、協議した結果、逐条解説素案の作成を佐藤委員が行うこととした。

2 逐条解説及びパブリック・コメントに対する回答の作成に係る今後の進め方について

手元に配布した資料に基づき、事務局長から説明を聴取し、協議した結果、案のとおり決定し、パブリック・コメントの回答案の作成については自民党が取りまとめることとした。

なお、逐条解説に対する意見等については、様式に記入の上、10月22日（月曜日）までに坂井副委員長へ提出願った。

3 （仮称）墨田区議会基本条例の運用に係る検討課題について（案）

各会派における検討結果について発言願ひ、協議した結果、次の意見を踏まえて、特別委員会で改めて協議することとした。

（1）検討課題及び優先度については、案のとおりとする。

（2）優先度「A」の「通年議会」については、一事不再議に関する会議規則の改正、専決処分の取扱い、理事者との調整等が必要となるため、過去5年間の専決処分の内容など通年議会に関する検討資料を事務局において作成し、次回以降の運営協議会で協議する。

（3）優先度「B」の検討課題については、改選後、速やかに検討を開始できるよう、今期中に次期における検討組織等について検討する。

4 次回の協議事項について

10月25日（木曜日）午後1時開会予定の運営協議会では、第1点目として、逐条解説の作成について、第2点目として、（仮称）墨田区議会基本条例の提出方法について協議することが決定した。

なお、次回の運営協議会については、改めて開会通知はしない旨、承知願った。

第20回議会改革特別委員会運営協議会（H30.10.25）協議結果【概要】

1 逐条解説の作成について

（仮称）墨田区議会基本条例逐条解説検討表（第2版）に対する意見等について、手元に配布した資料に基づき、村本委員から発言願ひ、協議した結果、前文、第9条、第13条、第23条、第24条、第25条及び第26条の逐条解説文案を一部修正することとし、その内容を踏まえて、佐藤委員が逐条解説（素案）を作成し、改めて協議することとした。

なお、逐条解説（素案）については、10月31日（水曜日）が作成期限である旨、承知願った。

2 （仮称）墨田区議会基本条例の提出方法について

手元に配布した資料に基づき、事務局長から説明を聴取し、協議した結果、改めて運営協議会で協議することとし、次回までに各会派で十分検討するよう願った。

3 次回の協議事項について

11月8日（木曜日）午前10時開会予定の運営協議会では、第1点目として、（仮称）墨田区議会基本条例（素案）に係るパブリック・コメントの回答案について、第2点目として、（仮称）墨田区議会基本条例逐条解説（素案）について、第3点目として、（仮称）墨田区議会基本条例の提出方法について、第4点目として、通年議会等の検討に係る今後のスケジュールについて、協議することが決定した。

なお、次回の運営協議会については、改めて開会通知はしない旨、承知願った。

第21回議会改革特別委員会運営協議会（H30.11.8）協議結果【概要】

- 1 （仮称）墨田区議会基本条例（素案）に係るパブリック・コメントの回答案について
本パブリック・コメントの応募状況について、事務局長から説明を聴取した。その後、各意見に対する回答案について、佐藤委員から説明を聴取し、協議した結果、改めて修正案を佐藤委員が作成し、協議することとした。
- 2 （仮称）墨田区議会基本条例逐条解説（素案）について
手元に配布した資料に基づき、佐藤委員から説明を聴取し、第30条の条文案の内容と併せて協議した結果、改めて修正案を佐藤委員が作成し、協議することとした。
- 3 （仮称）墨田区議会基本条例の提出方法について
各会派における意見を開陳願ひ、協議した結果、改めて運営協議会で協議することとし、次回までに各会派で十分検討するよう願った。
- 4 （仮称）墨田区議会基本条例の区議会だよりにおける取扱いについて
手元に配布した資料に基づき、事務局長から説明を聴取し、協議した結果、議会基本条例制定特集号を第4回定例会号と同日に発行することとし、特別委員会で改めて協議することとした。
- 5 通年議会等の検討に係る今後のスケジュールについて
手元に配布した資料に基づき、事務局長から説明を聴取し、協議した結果、1月16日（水曜日）に予定していた議会改革特別委員会運営協議会及び議会改革特別委員会については、議会改革特別委員会運営協議会を1月15日（火曜日）の午前10時からに、議会改革特別委員会を同日午後1時からにそれぞれ変更し、それ以外の日程については案のとおりとし、特別委員会で改めて協議することとした。
- 6 次回の協議事項について
 - （1）特別委員会
1月16日（金曜日）午前10時開会予定の特別委員会では、第1点目として、（仮称）墨田区議会基本条例（素案）に係るパブリック・コメントの回答案について、第2点目として、逐条解説の作成について、第3点目として、（仮称）墨田区議会基本条例の区議会だよりにおける取扱いについて調査・検討することが決定した。
なお、特別委員会における具体的な協議方法について、事務局長から説明し、承知願った。
 - （2）運営協議会
1月16日（金曜日）午後1時開会予定の運営協議会では、第1点目として、（仮称）墨田区議会基本条例（素案）に係るパブリック・コメントの回答案について、第2点目として、（仮称）墨田区議会基本条例逐条解説（素案）について、第3点目として、（仮称）墨田区議会基本条例の提出方法について協議することが決定した。
なお、次回の運営協議会については、改めて開会通知はしない旨、承知願った。

第22回議会改革特別委員会運営協議会（H30.11.16）協議結果【概要】

- 1 （仮称）墨田区議会基本条例（素案）に係るパブリック・コメントの回答案について
手元に配布した資料に基づき、佐藤委員から説明を聴取し、協議した結果、案のとおりとし、特別委員会で改めて協議することとした。
なお、本日の協議内容を反映した最終案について、26日開会予定の各派交渉会及び議会運営委員会で示す旨、承知願った。
- 2 （仮称）墨田区議会基本条例逐条解説（素案）について
手元に配布した資料に基づき、佐藤委員から説明を聴取し、協議した結果、前文、第12条及び第18条の一部を修正することとし、特別委員会で改めて協議することとした。
- 3 （仮称）墨田区議会基本条例（案）について
手元に配布した資料に基づき、事務局長から説明を聴取し、協議した結果、上記1及び2の決定に伴う第23条及び第30条の条文の修正は案のとおりとすること、条例の題名は「墨田区議会基本条例」とすること、提案理由は「地方自治の本旨に基づき、墨田区の自主性及び自立性を十分に発揮することを旨として、議会の基本理念その他議会に関する基本的事項を定めることにより、議会がその役割を果たし、もって区民等の福祉の増進を図るため、条例を制定する必要がある。」とすることとし、特別委員会で改めて協議することとした。
- 4 （仮称）墨田区議会基本条例の提出方法について
各会派における意見を開陳願ひ、協議した結果、案4「委員会提出議案として、議会改革特別委員会委員長が提出する」こととし、特別委員会で改めて協議することとした。なお、本件について、条例（案）と逐条解説（案）を添えて、議長に報告する旨、承知願った。
- 5 次回の協議事項について
 - （1）特別委員会
11月30日（金曜日）午前10時開会予定の特別委員会では、第1点目として、（仮称）墨田区議会基本条例（素案）に係るパブリック・コメントの回答案について、第2点目として、（仮称）墨田区議会基本条例逐条解説（案）について、第3点目として、（仮称）墨田区議会基本条例（案）について、第4点目として、（仮称）墨田区議会基本条例の提出方法について、第5点目として、（仮称）墨田区議会基本条例の運用に係る検討課題（案）について、第6点目として、通年議会等の検討に係る今後のスケジュール（案）について調査・検討することが決定した。
 - （2）運営協議会
12月14日（金曜日）午後1時開会予定の運営協議会では、第1点目として、通年議会における課題整理について、第2点目として、次期における検討組織等について協議することが決定した。
なお、次回の運営協議会については、改めて開会通知はしない旨、承知願った。